

阿蘇市景観計画

平成27年7月

阿 蘇 市

目 次

第1章 景観計画の位置付け	1
1. 景観計画の目的	1
2. 景観計画の位置付け	1
第2章 阿蘇市の景観特性	2
1. 景観の概況	2
2. 景観資源	3
3. 景観形成上の課題	8
第3章 基本理念及び基本方針	9
1. 阿蘇地域の景観形成における共通理念	9
2. 基本方針	10
第4章 景観計画区域等	11
1. 景観計画区域	11
2. 特定施設届出地区	11
3. 景観形成地域	11
第5章 景観計画区域内における良好な景観形成に関する方針	13
1. 景観形成の目的	13
2. 景観形成の基本理念	13
3. 景観形成の基本方針	14
4. 北外輪山周辺景観形成地域（阿蘇市エリア）の基本方針	14
5. 公共事業等における景観形成指針	16
第6章 良好な景観形成のための行為の制限	17
1. 景観計画区域における大規模行為及びその他の届出対象行為等の届出	17
2. 特定施設届出地区	20
3. 北外輪山周辺景観形成地域	22
4. 届出の手続き	23
第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	24
1. 景観重要建造物の指定方針	24
2. 景観重要樹木の指定方針	24
第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	24

第1章 景観計画の位置付け

1 景観計画の目的

本市は、優れた自然環境及び景観の保全と秩序ある開発を図るため、平成18年に「阿蘇市環境保全及び開発に関する条例」を制定し、環境保全、景観維持及び乱開発の防止に努めてまいりました。

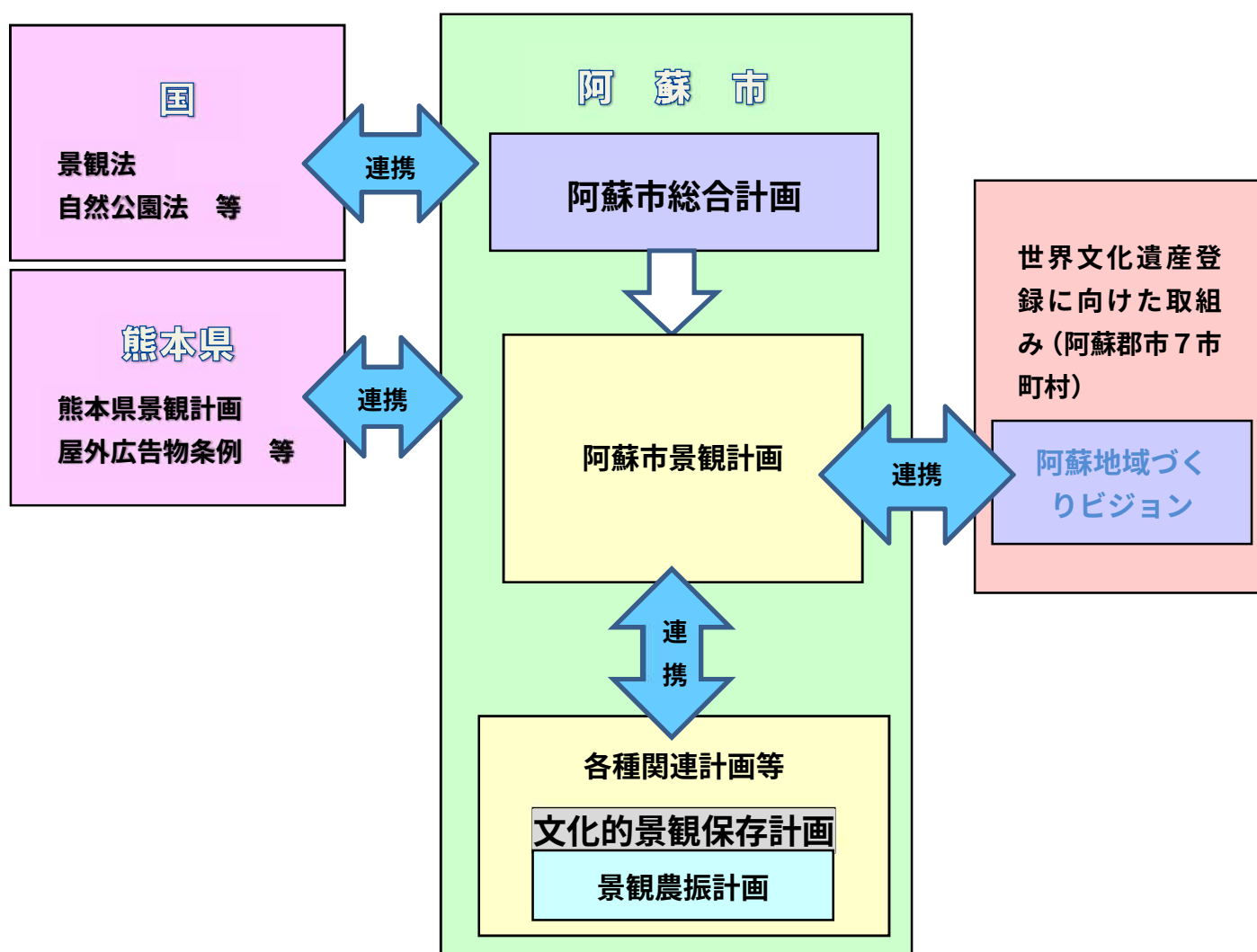
また、平成26年には更に住みよい魅力ある郷土の実現のため「阿蘇市景観条例」を制定し景観団体へ移行しました。本計画は、行政、市民及び事業者の景観形成に関する責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく行為の規制等に関し必要な事項及び景観形成のための活動の促進に関する事項を定めることにより、本市の特性が生かされた景観の保全と創造を図り、住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的とします。

また、阿蘇地域に広域的に広がる「阿蘇の文化的景観」を活かすため、本市を含む阿蘇地域7市町村で策定する「阿蘇地域づくりビジョン」の主旨を踏まえ、阿蘇地域の持続可能な発展にも寄与するものとしてします。

2 景観計画の位置付け

本計画は、景観法第8条に基づく計画であり、「阿蘇市総合計画」における基本政策のうち「阿蘇の自然と共生する環境都市づくり」の実現に向け展開する施策に位置付けております。

今後は、計画に基づき関連する法令や関連計画と連携し、市民や企業等の景観に関する意識の高揚を図り、協働して阿蘇らしい景観づくりを目指していきます。



第2章 阿蘇市の景観特性

1 景観の概況

阿蘇市は、阿蘇五岳（中央火口丘）を中心とする世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、比較的平坦地の多い阿蘇谷と起伏に富み傾斜地の多い阿蘇外輪地域の大きく2つの地域で形成されています。

阿蘇谷は、阿蘇五岳（中央火口丘）やカルデラ壁の斜面が崩壊してできた山裾の崖錐や扇状地に古い家屋や蔵とともに昔ながらの暮らしの風情を残す田園集落地が存在し、谷底には広大な水田地帯が広がっています。また、阿蘇神社や豊後街道をはじめとする歴史文化を今に伝える資源が多く存在する反面、近代の開発により一部市街化も見られます。

一方、阿蘇外輪地域は、カルデラを形成する外輪山の縁から広大な高原が形成されており、その多くは旧来と変わらず牧野として利用され、人々が永年にわたり放牧、野焼き、採草により維持してきた我が国最大の規模を誇る草原を形成しています。また、草原内を横断する道路が整備されており、阿蘇を代表する印象的な道路景観を体験することができます。

	点的要素（拠点）	線的要素（軸）	面的要素（土地利用）
① 自然	・ 滝（古閑の滝、など） ・ 湧水群（宮地・役犬原地区湧水群、乙川湧水群など） ・ 小嵐山 ・ 仙酔峡	・ 阿蘇谷を潤す黒川 ・ 外輪山の連なりを示す山並み	・ 中央火口丘周辺の自然 ・ カルデラ床の平坦地 ・ カルデラ壁の樹林 ・ カルデラ上の高原
② 歴史・文化	・ 的石、的石御茶屋跡 ・ 寺、神社（阿蘇神社、国造神社、西巖殿寺など） ・ 古墳、遺跡（中通古墳群など） ・ 歴史ある温泉地（内牧温泉、など）	・ 豊後街道（二重峠、坂梨宿場街道など）	
③ 暮らし	・ 山田の棚田 ・	・ J R 豊肥本線や国道などのインフラ	・ 高原の牧野 ・ 阿蘇谷のカルデラ床一帯に広がる水田 ・ 外輪山東部の畑地・集落 ・ 市街地
④ 眺望	・ スカイライン展望所 ・ 田子山展望所 ・ 兜岩展望所 ・ 大観峰 ・ 箱石峠 ・ 小嵐山 ・ 萩岳展望所 ・ 城山展望所	・ 阿蘇パノラマライン ・ やまなみハイウェイ ・ ミルクロード	

2 景観資源

①自然景観

中央火口丘の火口周辺には、人為のない自然景観が残っており、古来より地域の土地利用・生活に影響を与え、信仰の対象にもなっています。また、カルデラ床では阿蘇谷を蛇行して流れる黒川や市内各地で噴出する湧水など、豊富な水が地域の骨格やまちなみ景観を創出しています。外輪山上の高原では阿蘇郡市内でも少なくなった湿地が分布し、阿蘇特有の希少な植物が自生しています。



■中岳火口では、活発な火山活動が続ける湯だまりの景観が広がっている。



■火山灰で覆われた黒い砂浜は、限られた植生のみが生育する荒原景観を作り出している。



■山肌を紅紫色に染めるミヤマキリシマの群生。
(写真：阿蘇ファンクラブ HP)



■均整のとれた美しい姿を見せる米塚。



■カルデラ内を蛇行しながら流れる黒川の躍動的な景観。(写真：熊本県庁 HP)



■カルデラ内を浸透してわき出る水は、名水として地域内外の人々に水の恵みを与え続けている。

②歴史や文化を感じるここの風景

豊後街道が阿蘇谷のほぼ中央部を横断しており、周囲には二重峠や的石御茶屋跡、坂梨宿場町など、往時の姿を伝える景観が残されています。また、阿蘇神社と年間を通して行われる農耕祭事が大きな特徴であり、火山信仰や地域の歴史・文化を今に伝える資源が数多く残されています。



■肥後藩主、細川家の参勤交代の重要なルートだった豊後街道の二重峠。今なお全長 1.6 kmに及び厚い石畳が残っている。



■豊後街道沿いに建てられた的石御茶屋跡では、参勤交代途中の休憩所としての面影を残し、美しい庭園や湧水の恵みを感じることができる。



■豊後街道の交通の要所として栄えた坂梨宿の町なみは、沿道の建物と一体となって、歴史を感じる街道を形成している。



■火山信仰が融合して発展した2千年の歴史を有する阿蘇神社。現在は、国指定の重要文化財となっている。



■火振り神事や御田祭など信仰の様子は、今なお阿蘇の文化を伝え続けている。





■波野の中江、横堀と二つの地区で神楽が継承されており、現在も伝統を守り続けている。

③暮らしの景観

阿蘇谷一面に広がる田園景観と外輪山の雄大な草原景観が地域の印象をつくっています。中には「草の道」など集落と草原の関わりを示す資源も存在しています。波野地区では山林の間に小規模な畑地や牧野が点在し、中山間地域の趣を残しています。



■カルデラの豊かな緑を背景に、水田の広がりや牧畜地と一体となった集落景観。



■カルデラの麓に立地し、農地と牧野を維持してきた、どこか懐かしい集落の景観。



■カルデラ上部の高原は、起伏の美しい草原が広がっている。



■季節の風物詩となっている野焼きの風景は、春の訪れを感じさせる。



■草原で放牧される「あか牛」の様子は、牧歌的な印象を与える景観を形成している。



■集落から牧野へとのつながる「草のみち」は、阿蘇の農の成り立ちを伝えてくれる。

④眺望景観

阿蘇谷から見上げる阿蘇五岳や外輪山からカルデラ一体への眺めは阿蘇を代表する景観として位置付けられています。また、外輪山上には阿蘇谷を望む視点場が数多くあり、五岳をはじめとしてカルデラ床の水田や雲海などを目にすることができます。



■大観峰展望所や兜岩展望所からは、阿蘇谷一帯から中央火口丘への壮大な眺望を得ることができる。



■火山が作り出したカルデラ地形の様子を見渡すことができる。



■長い間、畜産の営みが続いてきたことを物語る外輪山の「牛道」。



■萩岳展望所からは、萩岳、阿蘇、九重、祖母の山々の360度のパノラマが一望できる。

■景観の概況図



3 景観形成上の課題

景観特性	景観形成上の課題
①自然 ②歴史・文化 ③暮らし ④眺望	・平成24年7月に発生した九州北部豪雨による山林や牧野、集落への被害が阿蘇郡市の中で最も大きく、景観も変容したことから、今後は迅速でありながらも景観に配慮した復旧、開発行為の誘導が求められています。
①自然 ②歴史・文化 ④眺望	・阿蘇の景観のシンボルである草原を維持管理する地域住民の高齢化や維持管理の中心となる畜産農家が減少していることにより、草原の景観保全が困難になっています。
③暮らし ④眺望	・昨今の国、県のエネルギー政策により、太陽光発電施設に代表される再生可能エネルギーの設置が推進されておりますが、山林や農地に無秩序に設置されると景観を阻害することから、景観上配慮された設置が求められています。 ・水田、畑、山林を転用しての住宅等の建築物や工作物の設置が増加傾向であり、田園景観や暮らし、眺望景観に配慮した開発行為や建築が求められています。 ・大規模用地における空間利用について、用途によっては良好な景観を阻害すること考えられるため、計画の段階での把握や景観形成に関する助言等が必要となっています。

第3章 基本理念及び基本方針

1. 阿蘇地域の景観形成における共通理念

「カルデラ火山との共生」 — 「つながり」の景観をまもり、活かし、伝える

阿蘇の環境は、カルデラ火山という数十万年に渡る自然の営為による基盤の上に、数千年をこえて草原の広がりによって代表される人々の営為が積層し、今なお阿蘇の各地において創意ある手入れが重ねられることによって成り立っています。その背景には、自然、歴史、文化、社会（コミュニティ）、産業（生業）のすべてが有機的に結びついて共生している固有の「つながり」があります。

阿蘇における「つながり」は、自然との共生、生命や生態系の連鎖、歴史や文化の継承、水や物質の循環、地域社会での支え合い、様々な連携などの意味を含んでおり、その強さや充実の結果として、固有の「文化的景観」となって表れています。

阿蘇の景観は、人々が厳しい自然とともに暮らす中で、独自の文化や産業を生み出し環境を育んできた、カルデラ火山との共生、すなわち「つながり」が保たれている表れです。

「阿蘇」を誇りに思う私たちは、このような「つながり」の景観を再認識し、歳月を経て築かれ先人から受け継がれてきた阿蘇の全体景観を、表面的ではない総体の環境として捉え、地域のみならず我が国の貴重な共有財産として、地域との協働によって守り、次世代に継承していきます。また、行政や多くの関係者とともに阿蘇の魅力をまちづくりに活かし、阿蘇地域に住む人、訪れる人の感性を育て、暮らしを豊かにしていく、阿蘇地域ならではの景観づくりを行っていく実践活動を展開し支援していきます。

この実践は、人と自然との共生にまつわる「つながり」の文化を育んでいく参画意識の中で続けていき、住む人、訪れる人、活動に係る人や組織に至るまで、相互に理解と感謝、協力と支援の輪がより大きく強くなるよう進めていき、地域の活性化につなげていくこととします。

2 基本方針

前項の「基本理念」の実現化に向けて、『つながり』の景観をまもる・活かす・伝える」という観点から、阿蘇地域ならではの景観づくりを推進していくものとします。以下に、基本理念の具体的方向性について示します。

その1：「つながり」の景観をまもる

- 先人たちが大切にしてきた、九州の水がめと称される豊かな水資源、カルデラを中心とした広大な草原や森林、山岳信仰や農耕に関する歴史と文化、地域で営まれている生活など、阿蘇地域の景観を支えている様々な要素を保全します。
- 阿蘇地域特有の美しく変化に富む景観を、地域の暮らしと自然との共生の現れとして、一体的に捉え、自然の恵みを活かしながら持続的に維持していく仕組みを整えて取り組んでいきます。
- 火山に対する畏敬の念を基盤とし、地域によって継承されてきた伝統行事や風習なども阿蘇地域の景観を構成する要素と捉え、地域ぐるみでそれらを支えていくために、価値観を共有できる機会を充実させつつ、地域の自然と歴史的景観を保全します。

その2：「つながり」の景観を活かす

- 受け継がれてきた自然環境を背景に、各地域固有の暮らしの姿や文化を活かし、住民や訪れた人にとって親しみやすい取り組みを進めます。
- 自然や歴史に関連する景観を活かした取り組みを展開していくことで、各地域の魅力資源やその周辺の演出を行います。
- 住み続けたい、訪れたい地域を目指し、阿蘇の魅力を活性化に活かしつつ、より良好に維持していくための共通認識を広げます。

その3：「つながり」の景観を伝える

- 阿蘇の文化的景観を守り、活かし、伝える中で一つのキーワードとして「景観」を捉え、阿蘇の景観に対する地域住民の理解を深め、まちづくりの推進拡大を目指し、地域の活性化に役立てていく意識と意欲を育てます。
- 景観づくりを農林畜産業や商工業に関連したブランド価値を高めていく取り組みにつなぎ、地域の産業発展とともに文化的景観の意味を強調していきます。
- また訪れたい地域となるよう、来訪者に驚きと感動を与える阿蘇地域の環境を伝え、観光振興策と一体となった取り組みとして具体的に展開していきます。

第4章 景観計画区域等

1 景観計画区域

景観計画区域は、阿蘇市全域とする。

2 特定施設届出地区

特定施設届出地区の指定

景観形成区域のうち、建築物、工作物等が集積し、又は集積するおそれがあり、景観形成を図る必要があると認められる以下の幹線道路の沿道の区域を特定施設届出地区として定める。

路線名	地区の概況	始点	終点	区 域
国道57号	熊本都市圏と大分県・長崎県とを結ぶ幹線道路である。 沿道には、商業、観光施設が集積し、阿蘇地域の中心的道路となっている。	阿蘇市と南阿蘇村との境界	国道265号との交点	路端から両側20メートル以内

3 景観形成地域

次のとおり景観形成地域を定めます。

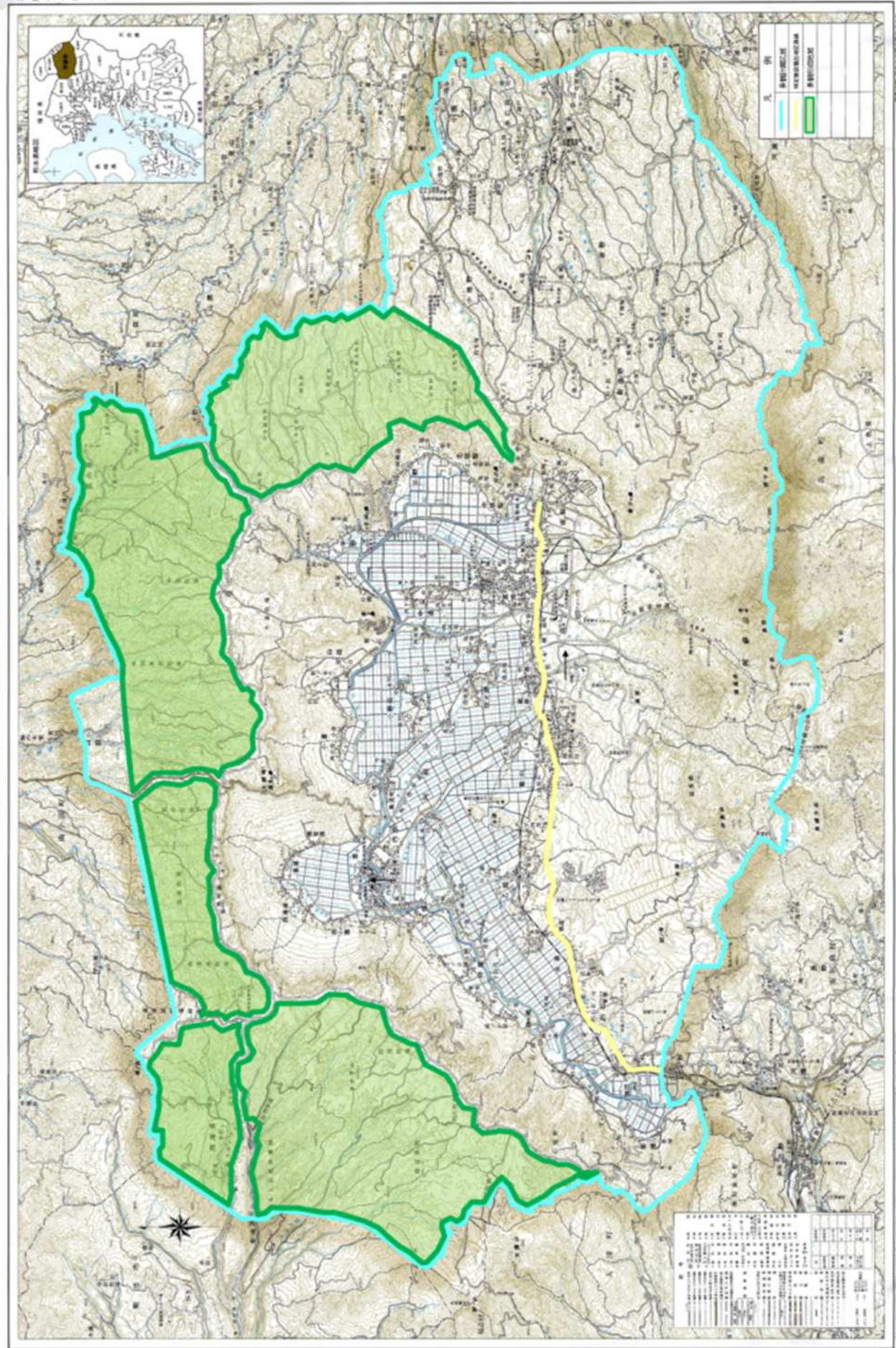
○北外輪山周辺景観形成地域（阿蘇市エリア）

阿蘇市の草地は、先人たちが暮らしの中で代々守り受け継がれ、文化的景観として非常に価値のあるものです。

この景観は今後も守り、後世に残していくべき地域と定め、景観特性に応じた届出対象行為、景観形成基準を定めることにより景観保全を図ります。

区 域	
北外輪山周辺景観形成地域（阿蘇市エリア）	阿蘇くじゅう国立公園区域の普通地域における北外輪山一帯の草地

阿蘇市景観計画区域図



第5章 景観計画区域内における良好な景観形成に関する方針

1 景観形成の目的

阿蘇市は、阿蘇五岳や河川、湧水、希少な植物の生息地などの美しい自然、阿蘇神社や農耕祭事をはじめとする様々な歴史・文化、阿蘇谷一面に広がる田園と外輪山の雄大な草原、それらを見渡す眺望など、豊かな景観を数多く有している。

これらの優れた資源の保全と創造を図り、住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的とする。

2 景観形成の基本理念

阿蘇地域の景観の特徴は、カルデラ地形の中央にそびえる阿蘇五岳と、これを取り巻く外輪山の広大な草原にある。火山によって形成された中央火口丘・外輪山に見られるような独特なカルデラ地形、カルデラ底部の平坦部に広がる集落・農地、外輪山から山麓へ広がる大規模な草地、カルデラ底部から外輪山の外へと流れ出る白川・黒川等の河川から景観が構成されている。

阿蘇の環境は、カルデラ火山という数十万年に亘る自然の営為による基盤の上に、数千年をこえて草原の広がりによって代表される人々の営為が積層し、今なお阿蘇の各地において創意ある手入れが重ねられることによって成り立っている。その背景には、自然、歴史、文化、社会（コミュニティ）、産業（生業）のすべてが有機的に結びついて共生している固有の「つながり」がある。その強さや充実の結果として、固有の「文化的景観」となって表れている。

このような「つながり」の環境を再認識し、歳月を経て築かれ先人から受け継がれてきた阿蘇の全体景観を、表面的ではない総体の環境として捉え、地域のみならず我が国の貴重な共有財産として、地域との協働によって守り、次世代に継承していく必要がある。また、行政や多くの関係者とともに阿蘇の魅力をまちづくりに活かし、阿蘇地域に住む人、訪れる人の感性を育て、暮らしを豊かにしていく、阿蘇地域ならではの環境づくりを行っていく実践活動を展開し、支援していくものとする。

こうした阿蘇の文化的景観を構成する本市については、阿蘇五岳と北側に広がる阿蘇谷、外輪山が景観の基盤となっており、その上で、噴煙を上げる火山や阿蘇谷に一面に広がる田園、外輪山の雄大な草原、豊富な湧水群など、阿蘇地域を印象づける景観を有している。

また、そこで営まれる農畜産業や集落の暮らし、阿蘇神社をはじめとする文化財や農耕にまつわる祭事などが、景観を支える要素として存在している。

以上より、阿蘇市の景観形成における基本理念を次のように定める。

基本理念

人々の暮らしが支えてきた阿蘇の「顔」となる景観を守り育てる

3 景観形成の基本方針

基本理念の達成を目指して、次のような景観形成の基本方針を定め、阿蘇市の景観形成を進める。

(1) 阿蘇市の景観の骨格となる自然の景観を守り・育てる

阿蘇市の特徴である、阿蘇五岳を中心に広がる阿蘇谷と外輪山からなる自然景観は、それ自体が良好な景観資源として、市の基盤を形成している。

また、市の至るところで噴出する湧水や多様な生態系は豊かな自然環境の雰囲気醸し、住む人に潤いと安らぎを与え、訪れる人には驚きと感動を与える源であることから、自然環境を適切に保全し、これらと自然景観と調和した一体感のある景観形成を推進していく。

(2) 阿蘇市固有の歴史・文化資源とその周辺環境を守り・育てる

阿蘇市内には、阿蘇神社をはじめとして、歴史ある伝統芸能の舞台となる場が、いまなお農耕など人々の暮らしと密接に関係しながら、阿蘇市の個性を形づくる歴史・文化資源として数多く存在している。

これらは住む人に郷土への誇りと愛着を育むとともに、観光産業の発展にも寄与する財産であるため、貴重な景観資源として守り、後世へと受け継いでいくものとする。

(3) 阿蘇谷と外輪山に広がる耕作地や集落の暮らしの景観を守り・育てる

阿蘇谷では、稲作を中心とした土地利用が発達し、阿蘇らしい農村景観が広がっている。外輪山では、一面に広がる草原と維持管理のための野焼きや放牧の景観が見られる。

このような「農」を感じることができる景観は、阿蘇市の人々が永きに亘って築いてきた生活の風景であり、固有の風土の中で形成されてきた原風景ともいえる重要な景観資源であることから、農業振興施策等との連携を図りながら、昔ながらの景観の良さを維持し、生活と調和した農村景観を育んでいくものとする。

(4) カルデラの地形の連なりと阿蘇を印象づける眺望を守り・活かす

阿蘇市は、躍動的な火山活動や穏やかな草原景観、阿蘇谷に広がる水田などに対する、豊かな眺望景観を有している。

このような眺望景観は、住む人のみならず訪れる人の心に阿蘇地域全体のイメージとして強く印象づけられるものであることから、主要な眺望点からの景観を保全し、今後も周辺景観との調和を図っていくものとする。

4 北外輪山周辺景観形成地域（阿蘇市エリア）の基本方針

(1) 北外輪山周辺地域の草原景観の現状

① 阿蘇地域を代表する草原景観を有している。

◆ 北外輪山周辺（阿蘇市、南小国町及び産山村）に共通した草原景観

阿蘇地域は雄大なカルデラ地形として知られ、古くから観光地として多くの人々が訪れる場所である。中でも広大な草原景観は「採草」「野焼き」「放牧」によって維持されてきた阿蘇地域を代表する景観である。特に北外輪山周辺地域は、阿蘇市、南小国町及び産山村との連続性

をもつ草原景観が形成されており、阿蘇を訪れる人々にとって極めて印象深いものとなっている。

◆ 阿蘇市としての草原景観

当地域は、阿蘇地域全体の中でも、最も広大な草原景観を形成している。

② 広大な草原景観の保全を図る必要がある。

◆ 北外輪山周辺（阿蘇市、南小国町及び産山村）に共通した草原景観の保全

当地域は広大な草原景観を有しているが、その草原維持に必要な「野焼き」、「輪地切り」等の担い手の不足や高齢化により、現状の維持が困難になっている。そのため、「野焼き」が行われない草原は、今後、森林化することが懸念されている。草原の維持が困難になっている現状を踏まえ、阿蘇らしい草原景観の保全が求められている。

◆ 阿蘇市としての草原景観の保全

当地域の広大な草原は自然公園法の指定地域となっており、自然公園を所管している環境省と連携した草原景観の保全が必要とされる。

（２）景観形成に当たっての基本的な方向性

広大な草原や地域特性と調和した、統一感のある景観の形成を図るため、次のことを景観形成に当たっての基本的な方向性とする。

◆ 北外輪山周辺（阿蘇市、南小国町及び産山村）に共通した景観形成の方向性

① 広大な草原景観との調和

当地域の広大な草原景観は、北外輪山周辺地域の景観を構成する大切な要素となっていることから、広大な草原景観と調和した景観の形成を図る。

② 主要幹線道路からの眺望を考慮した景観の形成

当地域には、国道２１２号、ミルクロード、やまなみハイウェイ等の主要幹線道路沿線から広大な草原景観を望むのに適した場所が多く存在している。このため、主要幹線道路からの草原景観を保全するため、その眺望に配慮した景観形成を図る。

◆ 阿蘇市としての景観形成の方向性

① 広大な草原景観の保全を考慮した景観の形成

当地域は、阿蘇地域全体の中でも最も広大な草原であり、阿蘇の他地域よりも優れた草原の沿線景観を有している。その優れた沿線景観に配慮した景観形成を図る。

（３）景観形成を図るうえでの基本方針

◆ 北外輪山周辺（阿蘇市、南小国町及び産山村）に共通した景観形成の基本方針

当地域にひろがる広大な草原は、地域住民の放牧採草地の場であると同時に、春から夏にかけて緑豊かな背景を構成する重要な地域となっている。

このため、地域の農畜産業の向上に努めながら、緑豊かな現景観の基調を保全・創造する方向で景観形成を図るものとする。

具体的なイメージとしては、「主要幹線道路沿線から眺望した場合において、雄大な草原の広がりを感じられるような地域。スギ、ヒノキ、クヌギなどの用材となる樹木が少なく、物件の堆積はできる限り小規模なものとする事で、雄大な草原の広がりを感じられるような地域」を目指して景観形成を図るものとする。

◆ 阿蘇市としての景観形成の基本方針

当地域は、阿蘇地域全体の中でも最も広大な草原であり、ミルクロードなどからの草原景観は、阿蘇市、南小国町及び産山村共通の沿線景観の中でも、特に優れた沿線景観となっている。そのため特に草原を望む沿線景観の維持保全を図るため、届出対象行為及び景観形成基準を定め、景観形成を図るものとする。

5 公共事業等における景観形成指針

市長は、公共事業、公共施設の建築等で景観形成に著しい影響を及ぼすもの（以下「公共事業等」という。）について景観形成のための指針（以下「公共事業等景観形成指針」という。）を定め、市が公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針を遵守するものとする。また、国、他の地方公共団体その他の公共的団体が公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針に配慮するよう要請します。

第6章 良好な景観形成のための行為の制限

1 景観計画区域における大規模行為及びその他の届出対象行為等の届出

(1) 届出対象行為

行 為		規 模
建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	分譲、賃貸等を目的とする建築物及び地域森林計画対象民有林内で行う建築物	・すべての行為
	上記以外の建築物	・高さ13メートルを超えるもの ・建築面積1,000平方メートルを超えるもの
工作物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	・高さ20メートルを超えるもの ・工作物の敷地面積が1,000平方メートルを超えるもの
	広告物	・高さ4メートルを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は高さ5メートルを超えるもの
	上記以外の工作物	・高さ13メートル（工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さ）を超えるもの ・工作物の敷地面積が1,000平方メートルを超えるもの
柵及び塀の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更		・高さ2メートルを超え、かつ、長さ50メートルを超えるもの
鉱物の掘採及び土石の採取		・地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの ・高さが5メートルを超え、かつ長さが10メートルを超えるのり面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む）	分譲、賃貸、事業（変更に係る土地の面積3,000平方メートル以下の農林業施設を除く）を目的とする土地区画形質変更	すべての行為

	上記以外の土地の区画形質変更	・ 変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの ・ 高さが5メートルを超え、かつ長さが10メートルを超えるのり面又は擁壁が生じるもの
キャンプ場、運動公園、広場、その他これらに類する空間利用施設の整備		利用する土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

※届出の適用除外行為については、阿蘇市景観条例、同施行規則、景観法及び景観法施行令に規定されています。

(2) 景観形成基準

行 為	事 項		基 準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置		道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること ・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること
	敷地の緑化		・敷地内は極力緑化に努めること ・太陽光発電施設にあっては周囲からの遮へいに配慮すること ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること
柵及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること
		色彩	・色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること
		材料	・周囲の景観と調和するような材料を使用すること
	緑化		・柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい及び緑化		・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること
	法面又は擁壁の外観及び緑化		・掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること
	法面又は擁壁の外観及び緑化		・周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努めること
キャンプ場、運動公園、広場、その他これらに類する空間利用施設の整備	土地の形状及び緑化		・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること
	法面又は擁壁の外観及び緑化		・周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努めること
	敷地の緑化		・敷地内は極力緑化に努めること ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること
	附帯する建築物及び工作物等の施設		・附帯施設が該当する行為の上記基準に準じる

2 特定施設届出地区

(1) 届出対象行為

当該届出地区における届出対象行為は、次表①に定義する特定施設及び同一敷地内で特定施設に附帯する施設で、次表②に該当する行為とする。

(表①)

用途	例
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	・パチンコ店 ・麻雀店 ・ゲームセンター 等
危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）	・ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	・レストラン ・喫茶店 等
物品販売業を営むための施設（当該施設で販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）	・スーパーマーケット ・専門店 等
物品貸付業を営むための施設（当該施設で貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）	・レンタルビデオショップ ・貸自動車業 等
旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	・ホテル ・旅館 等
広告塔及び広告板、屋上広告、カラオケボックス	

(表②)

行 為	規 模
特定施設（※）及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・床面積10平方メートルを超える建築物 ・高さ1.5メートルを超える柵、塀、擁壁 ・高さ5メートルを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物 ・表示面積が1平方メートルを超える広告物（ただし熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く）

※届出の適用除外行為については、阿蘇市景観条例、同施行規則、景観法及び景観法施行令に規定されています。

(2) 景観形成基準

事 項	基 準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	・建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず、周辺との調和を乱さないものとする。 ・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ・建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ・広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ・敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他	・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ・のぼり、ぼんぼり、広告網等についてはできるだけ行わないよう努める。 ・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

3 北外輪山周辺景観形成地域

(1) 届出対象行為

行為		規模
木竹の植林	植林	・植林面積が1,000㎡を超えて植林するもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・30日を超えて、高さ2メートルを超えるか、又は水平投影面積が500平方メートルを超えて堆積するもの（但し、建築物の存する敷地内で行う行為にあっては、高さ1.5mを超えて堆積するもの）

※届出の適用除外行為については、阿蘇市景観条例、同施行規則、景観法及び景観法施行令に規定されています。

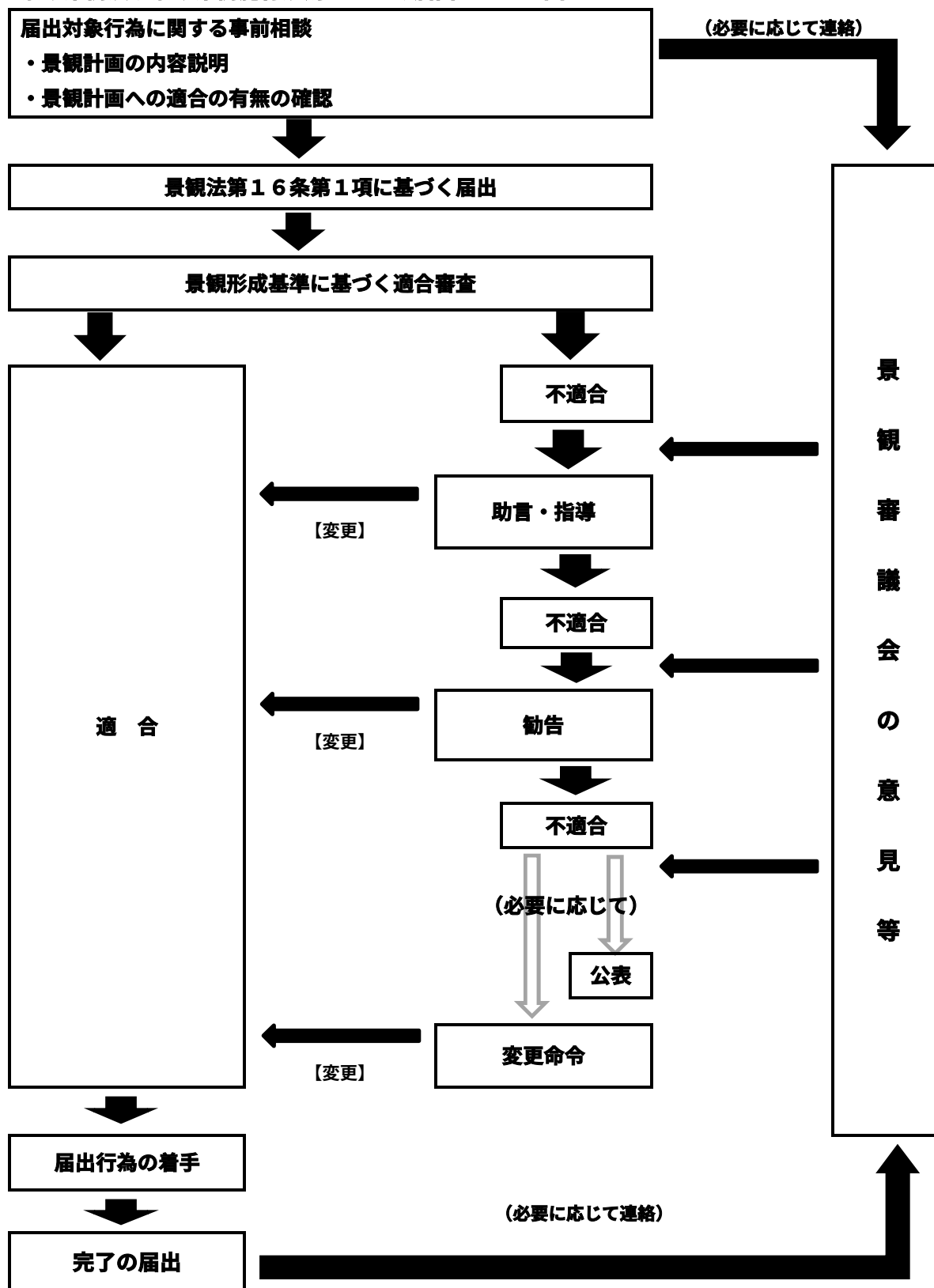
(2) 景観形成基準

行為	事項	基準
木竹の植林	植林	・主要道路から草原景観を望める位置での植林は避け、眺望に配慮すること ・植林については草原の維持管理に支障を来たさない場所と規模の設定に努めること。 ・植林の樹種は阿蘇地域の生物多様性を妨げないように配慮すること
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退し、主要道路から草原景観を望める位置への設置を避け、眺望に配慮すること。
	遮へい	・物件の堆積を行う場所の周囲については緑化等による道路等からの遮へいに配慮すること。緑化による遮へいを行う場合には、草原景観と調和する樹種、高さの樹木を選定すること。 ・囲い等により遮へいを行う場合には、遮へい物の色彩及び材料について、草原景観との調和に配慮すること。

4 届出の手続き

届出対象行為は、以下の図に示す手続きが必要となる。

景観条例及び景観条例施行規則に基づく届出のフロー図



※変更命令に関しては、原状回復の命令を行う場合があります。

第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1 景観重要建造物の指定方針

地域の自然や歴史、文化、生活等から見て、地域の景観上の特徴を有し、地域の景観を形成する上で重要と認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要建造物として指定する。

2 景観重要樹木の指定方針

地域の自然や歴史、文化、生活等から見て、樹容（樹のすがた）が景観上の特徴を有し、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要樹木として指定する。

第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

良好な農山村景観の保全・創出が必要な地域においては、景観農業振興地域整備計画を策定し、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、必要な事項について検討することとする。